

2024年1月9日
有限責任 あずさ監査法人
会計プラクティス部

実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る
法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」等に対するコメント

当監査法人会計プラクティス部は、2023年11月17日に公表された、実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下、「本公開草案」という。）及び補足文書（案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する適用初年度の見積りについて（案）」（以下、「補足文書（案）」という。）に関するコメントを検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

質問 1（連結財務諸表及び個別財務諸表における取扱いに関する質問）

（質問 1-1）法人税等の計上時期に関する質問

本公開草案では、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、対象会計年度となる連結会計年度及び事業年度において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り計上することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

（質問 1-2）見積りの取扱いに関する質問

本公開草案では、財務諸表の作成時点において一部の情報の入手が困難な場合の見積りに関する考え方を示すことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 2（四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における取扱いに関する質問）

本公開草案では、四半期財務諸表において、当面の間、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間を含む対象会計年度に関するグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 3（連結損益計算書における表示に関する質問）

本公開草案では、連結損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を示す科目に表示することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

基本的な考え方には同意する。ただし、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、連結財務諸表において区分表示又は注記を求めべきと考える。

本公開草案 BC18 項では、提案されている表示の根拠として、連結財務諸表における税金等調整前当期純利益との対応関係の観点が挙げられており、この考え方には同意する。

一方で、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等について、連結財務諸表上も区分表示又は注記を求めようかどうかについては、当該税額が、グループの利益（所得）に対する課税額という点で、他の法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）と同様であることを理由として、区分表示又は注記を求めないこととされている（本公開草案 BC19 項）。しかしながら、「国際的な税制改革—第 2 の柱モデルルール（IAS 第 12 号の修正）」では、第 2 の柱の法人所得税の大きさを企業全体の税金費用との比較で財務諸表利用者が理解するのに役立つことから、第 2 の柱の法人所得税について区分して開示することが求められている。本公開草案の前提となるグローバ

ル・ミニマム課税のルールは、経済協力開発機構（OECD）において国際的に合意されたルールであることを踏まえると、国際的な会計基準を採用している企業との比較可能性を特に重視すべきであると考えられるため、個別損益計算書と同様、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を区分して表示するか、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示する場合には当該金額を注記する必要があると考えられる。

質問 4（個別損益計算書における表示に関する質問）

本公開草案では、個別損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を税引前当期純利益の次に表示することを提案しています。

また、重要性が乏しい場合を除き、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を表示した科目の次にその内容を示す科目をもって区分して表示するか、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示し当該金額を注記することを提案しています。

これらの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 5（四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における注記に関する質問）

本公開草案では、前連結会計年度及び前事業年度においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しており、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間において、当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれる場合に本公開草案第 7 項を適用するときは、その旨を注記することを提案しています。

また、重要であることが合理的に見込まれる場合に該当するかどうかは、前連結会計年度及び前事業年度に入手した情報並びに四半期財務諸表の作成時に入手可能な情報に基づき判断することになると考えられる旨を示すことを提案しています。

これらの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 6（適用時期等に関する質問）

本公開草案では、グローバル・ミニマム課税制度の適用時期に合わせて、2024年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案しています。

また、四半期財務諸表における注記の定めについては、2025 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案しています。

これらの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 7 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

中間連結財務諸表及び中間財務諸表における取扱いについて

質問 2 に記載のとおり、本公開草案では、四半期財務諸表において、当面の間、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間を含む対象会計年度に関するグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができることが提案されているが、特定事業会社（銀行・保険会社等）における中間連結財務諸表及び中間財務諸表における取扱いが明確にされていないため、明示すべきである。

質問 8 (補足文書 (案) に関する質問)

適用初年度において情報の入手が困難な場合に考えられる見積りの一例を補足文書として示すことを予定しています。この補足文書 (案) についてご意見があればコメントをお寄せください。

該当なし。

以 上